

# SS-MIX普及推進コンソーシアム 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SS-MIX普及推進コンソーシアムと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は有限会社ミキ内に置く。

2 本会の事務所には、連絡事務所を置くことができる。

(兵庫県神戸市垂水区馬場通6番11号)

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、診療情報交換推進事業(SS-MIX)の普及に関わる様々な環境の改善・整備のための活動を行う。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)「SS-MIX2」の仕様などの、関連する情報の共有

(2) 厚生労働省、静岡県、日本医療情報学会、日本 HL7 協会、静岡県病院協会、保健医療福祉情報システム工業会など関連する団体からの情報の共有

(3) 普及推進のための広報活動の検討

(4) 普及推進のための講演会などの開催

(5)「SS-MIX2」についての技術情報についての研修会などの開催

(6) 規格認定作業の支援

(7) 普及の後の運用・保守体制などについての検討

(8) その他「SS-MIX2」に関する事項に対する支援

## 第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は正会員、賛助会員及び個人会員とする。

2 正会員は、SS-MIX2の普及推進に関心があり、具体的に関わる業務を有する、ITベンダー、コンサルティング会社および医療施設等で、事業計画に基づく活動を継続的に行い、総会における議決権を有する団体とする。

3 賛助会員は、本会趣旨を理解し、自主的に活動を行い、総会における議決権を有しない団体とする。

4 個人会員は、本会趣旨を理解し、自主的に活動を行う個人とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 退会しようとする会員は、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2. 本会の会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の承認で退会したものとみなすことができる。

(1) 会費を2年以上滞納したとき

(2) 本会の会員としての義務に違反したとき

(3) 本会の名誉を傷つけ、又は、本会の目的に反する行為があったとき

(権利と義務)

第8条 正会員は総会に出席して議決権を行使し、本会の業務に対して意見を述べることができる。

2 正会員は、会則および総会の議決を遵守し、本会が行う各事業について適切な活動を行わなければならない。

3 賛助会員は、議決権を有しないが、総会、委員会に出席し意見を述べるすることができる。

(会費)

第9条 会員は別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

## 第4章 役員

(役員)

第10条 本会に役員として、会長1名、副会長若干名、監事1名、理事、顧問をおく。

(幹事会員、役員を選任)

第11条 正会員の互選で、幹事会員を選任する。

2 幹事会員は、1名の理事を理事会に登録することができる。

3 理事会の互選で、会長を選任する。

4 副会長は、会長が理事の中から指名する。

5 監事は、正会員の推薦指名により会員総会で選任する。

6 顧問は、幹事会員が推薦し、理事会が指名する。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、理事会であらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、事業計画案、収支予測その他会務全般について審議する。

4 監事は、本会の業務および財産に関してその執行状況を監査し、総会に報告する。

5 顧問は、臨時理事会、総会などに参加して意見を述べるすることができる。

(幹事会員、役員の任期)

第13条 本会の幹事会員および役員任期は2年とし、再任は妨げない。

## 第5章 会議

(会議の種類)

第14条 本会の会議は総会、理事会とし、総会は年1回以上開催する。

(構成および機能)

第15条 総会は、正会員をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 会則の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) 会費および負担金規程
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

2 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関する事項
- (2) 本会の運営に関する事項

(開催ならびに招集)

第16条 総会は、会長が招集し、定足数は正会員の1/2以上の出席(委任状を含む)をもって成立とする。

2 理事会は、必要に応じて会長が招集し、定足数は理事の1/2以上の出席(委任状を含む)、かつ、議決権を有する理事の1/2以上の出席をもって成立とする。

3 総会、理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長ならびに議決)

第17条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数をもって決する。

(委員会)

第18条 本会は、第4条に掲げる事業を行うため、委員会を置くことができる。

## 第6章 活動内容の公表等

(情報提供・活動内容の公開・意見聴取)

第19条 本会の目的達成促進を図るため、都度、有用と思われる情報提供や、活動内容の公表を行う。

2 本会は、必要に応じ、活動内容について広く意見を求める活動を行う。

## 第7章 会計

(予算および決算)

第20条 本会の収支予算は、議会の議決を経て定める。ただし、次年度総会開催までは前年度予算を基準として執行する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するために事務局をおくことができる。

2 事務局機能としては、以下のとおりとする。

- (1) 会員への連絡
- (2) 会議の開催、運営
- (3) 外部との連絡窓口
- (4) 情報の公開
- (5) その他本会維持のために必要な業務

附則

1. 本会則は、平成19年3月14日より施行する。
2. 本会則は、平成19年7月13日より改訂施行する。
3. 本会則は、平成27年6月16日より改訂施行する。
4. 本会則は、平成28年6月29日より改訂施行する。
5. 本会則は、平成30年7月13日より改訂施行する。
5. 本会則は、平成30年9月4日より改訂施行する。

以上